

肥料・土壌改良資材・培土又は その原料の集荷業者の皆様へ

使用する農家が農産物が、食品衛生法上のセシウム暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

○集荷する肥料等やその原料の生産地や生産時期、生産方法などの情報を確認し、販売・譲渡先に提供しましょう。

<肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値>
400ベクレル/kg（製品重量）

このことに関するお問い合わせは
農林水産部農業経営課 管理・肥料農薬取締グループ
TEL 052-954-6409（ダイヤルイン）